

川口市建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、川口市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）において、建設業法で定める主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(主任技術者の専任を要する工事)

第2条 主任技術者の専任を要する工事は、建設業法第26条、同法施行令第27条に規定される請負代金額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任を要しない期間)

第3条 実質的に現場が稼働していない場合、次の各号に掲げる期間において、主任技術者の現場への専任を要しないものとする。

- 一 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- 二 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- 四 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(専任を要しない期間の明示)

第4条 前条の個々の工事における期間については、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明示することとする。

(専任の主任技術者の兼務)

第5条 次の各号のいずれかに該当する工事間において、工事現場相互の直線距離が10キロメートル程度の範囲内である場合、専任の主任技術者は、他工事の主任技術者又は現場代理人を兼務できるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当ではないと判断する場合は、兼務できないものとする。

- 一 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事
- 二 施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等）

2 主任技術者が専任を要する工事を兼務できる数は2件とする。ただし、建設業法施行令第27条第2項に規定される密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつては、これらを同一の建設工事としてみなし、1件と数える。

(兼務を認める条件)

第6条 次の各号の全てを満たしている場合、兼務を認めるものとする。

- 一 発注者との連絡体制を確保していること。
- 二 兼務するいずれかの工事現場に従事していること。
- 三 既に配置している工事の発注者から兼務承諾を得ていること。
- 四 監督員が問題ないと判断していること。

(提出書類)

第7条 市発注工事の専任の主任技術者が、既に他の工事の主任技術者又は現場代理人として、従事している場合は、落札決定から契約締結までの間に、技術者等の兼務届出書に既に配置されている建設工事の発注者から承諾を得た後、新たに従事しようとしている建設工事の発注者へ届出なければならない。

2 市発注工事の専任の主任技術者が、他の工事の主任技術者又は現場代理人として新たに従事する場合は、技術者等の兼務届出書に既に配置されている建設工事の発注者から兼務の承諾を得た後、新たに配置する建設工事の発注者から承諾を得られた場合は、その写しを提出しなければならない。

(監理技術者への変更)

第8条 専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合には、主任技術者の途中交代を認める。

(適用除外)

第9条 次の各号のいずれかに該当する工事は、本要領の適用除外とする。

- 一 川口市低入札価格取扱要綱で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事
- 二 川口市建設工事共同企業体取扱要綱により結成された共同企業体と契約を締結した工事
- 三 特記仕様書等に兼務対象工事としないと明示がある工事

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。